

五監公告第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和7年9月30日

五 泉 市 監 査 委 員

浅 井 昇
剣 持 雄 吾

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

五泉小学校、川東小学校、橋田小学校、川東中学校

4. 監査の範囲

令和6年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和7年7月31日～令和7年9月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理の一部に不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項については、以下のとおりである。

指摘事項

① 川東小学校

物品購入等に伴う支払遅延が数多く見られる。支払時期は政府契約の支払遅延防止等に関する法律により定められており、支払遅延は債権者に損害を与えるだけではなく、市に対する信頼を損なう行為である。関係法令を理解し遵守するとともに、管理者等によるチェック体制を強化し、適正な会計事務処理及び再発防止に努められたい。

② 橋田小学校

橋田小学校の学校印について、五泉市教育委員会公印規程に則した新しい学校印が平成23年4月1日付けで備え付けられているにもかかわらず、現公印規程のひな形とは異なり、公印台帳及び備品台帳上廃止されたはずの旧学校印が10年以上処分されず、現地調査の際提出されている。公文書に誤って使用されることのないよう旧学校印を直ちに処分し、適正に公印を管理されたい。